

令和5年度東松島市監査計画

東松島市監査委員が実施する監査事業は、東松島市監査基準に基づき以下により行います。

1 計画目的

本計画は、東松島市における組織経営の状態及び総合計画に定めて施行する事務事業の正当性を立証し、市民に対して保証することを目的とします。

この目的を達成するため、以下の手段により実施します。あわせて各種監査事業の過程で発見した機能不全箇所に対しては、指導と助言を行いその回復を促します。

2 基本方針

行財政事務の正確性、行政資源の配分状況や運用の適正性、事務事業の施行手段の適法性等について確認し、組織としての健全性を検証します。さらにこれら事業が最終的に市民福祉の増進に寄与しているかについて確認し、改善の必要性があれば市長に対して意見等を付し、改善を促します。

3 実施手段

以下、(1)から(3)に示す3事業を主要な手段として本計画に定める目的の達成を図ります。

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項関連事業）

会計管理者が保管する各種会計の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金を含む）の残高、出納関係諸表等の計数の正確性を検証し、出納事務が適正に行われているか検証します。

また、定期監査、決算審査を効率的に実施するため、監査委員が必要と認めるときは、契約書類をはじめとする関係書類の提出を求め確認します。

ア 検査基準日 毎月の末日とします。

イ 実施時期 検査基準日の翌月の25日とします。期日が休日に当たるなど検査ができないときは期日を変更して実施します。

(2) 定期監査（地方自治法第199条第4項関連事業）

本市総合計画における分野別施策と、その施策に所属する事務事業の目的や手法の整合性、事業手順及び実施状況を調査し、正当性の立証が可能かを検証します。

本監査においては、上述した例月現金出納検査結果を基礎情報とします。

さらに定期監査の結果については、令和5年度決算審査の基礎情報とします。

ア 行政監査（地方自治法第199条第2項関連事業）

定期監査と同時に実施し、主に本市行政資源の運用状況を調査します。

組織体制、各種資源の配分と管理状況や組織効率等の観点から検証を行います。なお定期監査実施期間以外でも監査委員が必要と認めるものについては、行政監査を実施するものとします。

イ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項関連事業）

定期監査と同時に実施します。財政援助団体が目的とした成果に対して、本市の財政援助

がどのように貢献したかについて確認します。監査委員が必要と認めるときは、前年度分についても実施できるものとしします。

(3) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

令和4年度に実施した例月現金出納検査結果、定期監査結果を基礎情報として各種会計決算書、決算附属書類及び会計全般の決算状況を審査します。

ア 基金運用状況審査(地方自治法第241条第5項関連事業)

決算審査と同時に実施します。基金運用状況にかかる書類審査により、各種基金が設置目的どおり適正かつ効率的に運用されたかについて審査します。

イ 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項関連事業)

決算審査と同時に実施します。各種会計決算により算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等について作成された書類の正確性を審査します。

(4) その他の監査事業

ア 随時監査（地方自治法第199条第5項関連事業）

定期監査期間以外において、財務に関する事務の執行や経営に係る事業管理について、監査委員が必要と認めるとき実施します。実施方法は、その都度監査委員が協議して定めます。

イ 住民監査請求等

住民からの請求、議会及び市長からの請求、要求に基づく監査については、その都度監査委員が協議して定めます。

(5) 改善等の措置（地方自治法第199条第12項関連）

監査等の結果に基づく改善措置がなされているかを確認するため、措置の実施内容などの報告を求めます。講じられた措置等については、以後の監査等において改善状況の確認を行います。

(6) 監査等の対象別実施予定時期について

別表「令和5年度監査等年間計画」のとおりとします。

別表

令和5年度 監査等年間計画

区分 月	例月現金 出納検査	定期監査・行政監査	決算審査	その他の監査等	摘 要 (行事等)
令和5年 4月	各種会計 出納事務検査 (4年度3月分)				
5月	各種会計 出納事務検査 (4年度4月分) (5年度4月分)				
6月	各種会計 出納事務検査 (4年度5月分) (5年度5月分)		↑ ・各種会計決算 状況審査		
7月	各種会計 出納事務検査 (6月分)		・各種基金運用 状況審査 ・ヒアリング調査 ・実地調査	↑ ・財政健全化判断 比率の審査	
8月	各種会計 出納事務検査 (7月分)		↓	・資金不足比率 の審査	
9月	各種会計 出納事務検査 (8月分)	↑		↑	
10月	各種会計 出納事務検査 (9月分)				
11月	各種会計 出納事務検査 (10月分)	・財務事務の監査 ・経営に係る事業管 理			
12月	各種会計 出納事務検査 (11月分)	・行政事務の監査 ・ヒアリング調査 ・実地調査		・財政援助団体 等監査	
令和6年 1月	各種会計 出納事務検査 (12月分)	下記の部局等 を対象に実施			
2月	各種会計 出納事務検査 (1月分)	↓		↓	
3月	各種会計 出納事務検査 (2月分)				

※ 財政援助団体等の監査については、関係所管課の定期監査の際に併せて実施します。
 ※ 上記以外でも必要があると認めるときは、随時監査を実施する場合があります。

監 査 等 対 象 課	総務部(総務課、財政課、防災課、市民協働課、工事検査室、選挙管理委員会事務局) 復興政策部(復興政策課、デジタル推進課、SDGs・脱炭素社会推進課、都市計画課) 市民生活部(市民生活課、税務課) 保健福祉部(福祉課、高齢障害支援課、子育て支援課、健康推進課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室) 建設部(建設課、建築住宅課、下水道課) 産業部(農林水産課、商工観光課) 会計管理者(会計課) 教育部(教育総務課、生涯学習課) 議会事務局(議事総務課) 農業委員会事務局 監査委員事務局
----------------------------	---

※ 組織機構等の見直しがあった場合は、監査実施時の所管課を監査対象課とします。